

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 聖母幼愛園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 益田 典子	開設年月日： 昭和28年3月2日
設置主体：社会福祉法人聖マリア会 経営主体：社会福祉法人聖マリア会	定員：90名 (利用人数) 91名
所在地：〒862 - 0905 熊本市東区南町13 - 3	
連絡先電話番号：096 - 369 - 7521	F A X 番号：096 - 369 - 8802
ホームページアドレス	http://seiboyouaien.jp

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
乳幼児の保育	運動会・音楽会・キャンドル式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建 656.43㎡	大型遊具・砂場

2 施設・事業所の特徴的な取組

モンテッソーリ教育法に基づき異年齢保育にあたり、こども一人一人の発達を個別に記録し段階を踏まえて自己教育力を援助している。

3 評価結果総評

特に評価の高い点

* 理念に基づいた保育の実践

理念「カトリック精神とモンテッソーリ幼児教育法に基づき一人一人を大切に子どもから学ぶことを心にとめ、お互い助け合いながら保育にあたる」を礎に、昭和28年の開設以降子どもの自主性を尊重した、押しつけでない、見守り育む科学的教育法に取り組んでいる。第三者評価受審を機に実施した保護者アンケートには、「子どもの集中力が同世代の子どもより養われているように思う」「個性を伸ばしてもらえる」「自分にあった遊び方ができる」「子どもたちが喜んで保育園に行く」「子どもの自主性を育てるような声掛けが行われている」等、園の取組みに関して肯定的なコメントが多く寄せられている。園の特徴を理解し、信頼して利用している保護者の安心した様子を読み取ることができる。

* 一人ひとりの子どもの状態に応じた保育の取組み

人と比較しない「絶対評価」と年齢にふさわしい成長を評価する「相対評価」の二つの観点で、異年齢で学ぶ「縦割り保育」と同年齢で学ぶ「横割り保育」を取り入れている。「縦割り保育」では、モンテッソーリ幼児教育法の教具を使って、子どもが自分のペースで作業を自由に選択し、自主的に自分づくりの「おしごと」を行ない、「横割り保育」では、音楽・体育・絵画・英会話等のプログラムで表現活動を行なう等、縦割りと横割りの利点を生かし、一人ひとりの子どもの状態に応じた保育を展開している。

改善を求められる点

* 事業計画の策定

「2016年くまもと地震」による震災のため、思いがけなく仮設による保育所運営となり、園舎建て替えのための資金調達・立替工事等が喫緊の課題であったため、将来のビジョンを明確にした中・長期的な事業計画の策定は行われていない。2018年9月に園舎建て替え工事も完成しており、今後の保育内容・組織体制や設備の整備・職員体制・人材育成等に関する中・長期的な計画の策定が必要と思われる。また、単年度事業計画は、中・長期的計画を反映した具体的な内容の計画が、組織的に策定されることが求められる。

* 総合的な人事管理

モンテッソーリ幼児教育法のディプロマの資格者のみが正職員として処遇されることが法人の規定に示されており、その他の人事基準は明確にされていない。現職員の約7割が非常勤職員として働いており、正職員以外の職員にも適応できる一定の人事基準を整備し、職員自らの将来を描くことが出来るような総合的な仕組み作りが求められる。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント(400字以内)

(R1.11.7)

2018年9月11日に新園舎の落成式をいたしました。約2年間、仮設での保育となりました。子供たち保護者、保育士、大変不便な環境で皆が一丸となって、熊本地震からの復興をガンバリました。

国、行政、様々な分野の方々からの沢山の寛大なご支援によって新しいこども達の園舎が建ち上がりました。各クラスの教具、大型遊具も給食室も全て新しくなりました。

これからは第三者評価でご指摘頂きました中、長期のビジョンを明確にし保育の質の向上の見直しを組織的計画的に改善し、目的に向かって努力したいと思います。見えなかった園の細部にもご配慮を頂きました。今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(別記)

(公表様式1)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

評価機関

名 称	特定非営利活動法人 ワークショップ「いふい」
所 在 地	熊本市中央区水前寺6-41-5
評価実施期間	2019年4月1日～2019年11月18日
評価調査者番号	06-030
	06-032
	06-112
	17-016

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 聖母幼愛園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 益田 典子	開設年月日： 昭和28年3月2日
設置主体：社会福祉法人聖マリア会 経営主体：社会福祉法人聖マリア会	定員：90名 (利用人数) 91名
所在地：〒862 - 0905 熊本市東区南町13 - 3	
連絡先電話番号：096 - 369 - 7521	F A X 番号：096 - 369 - 8802
ホームページアドレス	http://seiboyouaien.jp

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事					
乳幼児の保育	運動会・音楽会・キャンドル式					
居室概要	居室以外の施設設備の概要					
鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2階建 656.43㎡	大型遊具・砂場					
職員の配置						
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	
園長	1		保育士	13	3	
主任保育士	1		看護師	1		
副主任保育士	1		栄養士	1		
保育士	10	3	調理師	1		
保育補助		1				
看護師	1					
栄養士	1					
調理師	1					
事務	1					
事務補助		1				
合 計	17	5	合 計	16	3	

2 理念・基本方針

カトリック精神に基づき一人一人の子どもを見守り、モンテッソーリ教育法を保育の基本方針としてお互いにすべてを認め合いながら保育にあたる

3 施設・事業所の特徴的な取組

モンテッソーリ教育法に基づき異年齢保育にあたり、こども一人一人の発達を個別に記録し段階を踏まえて自己教育力を援助している。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2019年 4月 1日（契約日）～ 2019年 11月 18日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成22年度）

5 評価結果総評

特に評価の高い点

* 理念に基づいた保育の実践

理念「カトリック精神とモンテッソーリ幼児教育法に基づき一人一人を大切に子どもから学ぶことを心にとめ、お互い助け合いながら保育にあたる」を礎に、昭和28年の開設以降子どもの自主性を尊重した、押しつけない、見守り育む科学的教育法に取り組んでいる。第三者評価受審を機に実施した保護者アンケートには、「子どもの集中力が同世代の子どもより養われているように思う」「個性を伸ばしてもらえる」「自分にあった遊び方ができる」「子どもたちが喜んで保育園に行く」「子どもの自主性を育てるような声掛けが行われている」等、園の取組みに関して肯定的なコメントが多く寄せられている。園の特徴を理解し、信頼して利用している保護者の安心した様子を読み取ることができる。

* 一人ひとりの子どもの状態に応じた保育の取組み

人と比較しない「絶対評価」と年齢にふさわしい成長を評価する「相対評価」の二つの観点で、異年齢で学ぶ「縦割り保育」と同年齢で学ぶ「横割り保育」を取り入れている。「縦割り保育」では、モンテッソーリ幼児教育法の教具を使って、子どもが自分のペースで作業を自由に選択し、自主的に自分づくりの「おしごと」を行ない、「横割り保育」では、音楽・体育・絵画・英会話等のプログラムで表現活動を行なう等、縦割りと横割りの利点を生かし、一人ひとりの子どもの状態に応じた保育を展開している。

改善を求められる点

* 事業計画の策定

「2016年くまもと地震」による震災のため、思いがけなく仮設による保育所運営となり、園舎建て替えのための資金調達・立替工事等が喫緊の課題であったため、将来のビジョンを明確にした中・長期的な事業計画の策定は行われていない。2018年9月に園舎建て替え工事も完成しており、今後の保育内容・組織体制や設備の整備・職員体制・人材育成等に関する中・長期的な計画の策定が必要と思われる。また、単年度事業計画は、中・長期的計画を反映した具体的な内容の計画が、組織的に策定されることが求められる。

* 総合的な人事管理

モンテッソーリ幼児教育法のディプロマの資格者のみが正職員として処遇されることが法人の規定に示されており、その他の人事基準は明確にされていない。現職員の約7割が非常勤職員として働いており、正職員以外の職員にも適応できる一定の人事基準を整備し、職員自らの将来を描くことが出来るような総合的な仕組み作りが求められる。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント(400字以内)

(R1.11.7)

2018年9月11日に新園舎の落成式をいたしました。約2年間、仮設での保育となりました。子供たち保護者、保育士、大変不便な環境で皆が一丸となって、熊本地震からの復興をガンバリました。

国、行政、様々な分野の方々からの沢山の寛大なご支援によって新しいこども達の園舎が建ち上がりました。各クラスの教具、大型遊具も給食室も全て新しくなりました。

これからは第三者評価でご指摘頂きました中、長期のビジョンを明確にし保育の質の向上の見直しを組織的計画的に改善し、目的に向かって努力したいと思います。見えなかった園の細部にもご配慮を頂きました。今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	50	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

(別紙)

第三者評価結果
すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。
評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	- 1 - (1) - 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント> 保育理念は「カトリック教精神とモンテッソーリ幼児教育に基づき、一人一人を大切に、子どもから学ぶ事を心にとめ、お互い助け合いながら保育にあたる」と定め、保育指針は「モンテッソーリ幼児教育」「縦割り保育」とし、保育目標に「自立する心・明るくたくましい心・感謝の心・思いやりの心」と明文化して園のしおり等に記載している。本園は昭和28年の開設以降、園児ののびやかな個性と健全な心身の発達を助けることに力をいれた保育を実施している。理念・目標は、ホームページ、施設の概況等に記載しており、職員・保護者への周知も図られている。しかし、理念は、掲載場所によって僅かに異なった文章も見られることから、理念の表現を統一して全職員で共有し、日々の行動規範となるような取組が望まれる。</p>		

- 2 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	- 2 - (1) - 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント> 社会福祉事業全体の動向や、市の福祉計画策定動向等は、園長・事務長によって把握されており、運営コストや利用者の推移等は定期的に分析されている。しかし、長期的視野に立って事業経営を進めるために必要とされる地域の保育ニーズや、潜在的利用者に関するデータの収集・分析等は十分とは言えない。</p>		
3	- 2 - (1) - 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p><コメント> 「2016年くまもと地震」による震災のため、余儀なく仮設による運営となり想定外の費用がかかる中、資金調達に努め、園舎の建て替え工事を行ない2018年9月に竣工している。今年度は、園庭の大型遊具・屋内の温度調整のための整備・ペランダのラバーシート設置等、建て替え後に必要となった設備等の対応に取り組んでいる現状と見られた。今後は、設備の整備に加え、組織体制・職員体制・人材育成等の現状分析も行い、課題を明らかにし、課題の解決・改善に向けた具体的な取組が進められることを期待したい。</p>		

- 3 事業計画の策定

		第三者評価 結果
- 3 -(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	- 3 -(1)- 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> 園舎改築による借入金の返済計画はあるが、理念や目標の実現に向けたビジョンの明確化は見られず、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画が見られなかった。経営課題や問題点の解決・改善に向けた中・長期計画と収支計画を策定することが望まれる。</p>		
5	- 3 -(1)- 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> 中・長期計画が策定されておらず、単年度ごとの事業計画となっている。事業計画は事務長が中心となって策定し、園長の承認を得ているが、具体的な内容・数値目標等の設定が見られなかった。実施状況の評価が出来る内容の計画になることが望まれる。</p>		
- 3 -(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	- 3 -(2)- 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント> 行事計画は職員が計画し、反省会等を通して評価、見直し作業が行われている。しかし、その他の事業計画は、事務長等一部の職員の関わりで、殆どの職員の理解が得られていないように見られる。事業計画の策定には関係職員の参画や意見集約の仕組みが必要であり、計画の内容を職員が十分理解することが、計画達成には必要と思われる。</p>		
7	- 3 -(2)- 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント> 「幼児教育・保育無償化」については、導入前に資料を用意して説明を行ない、第三者評価受審に関しても保育参観等の機会を利用して説明を実施している。しかし、年度初めに今年度の事業計画を保護者へ周知し理解を促す取組みは行われていない。今後、事業計画の主な内容等については保護者がより理解し易い工夫を行い、説明することが望まれる。</p>		

- 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価 結果
- 4 -(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	- 4 -(1)- 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント> 運動会等の行事終了後は反省会を実施して、評価を行い次回の改善につなげている。しかし、2010年の第三者評価受審後、その際学んだPDCAサイクル活用による保育の質の向上への継続した取組は十分とは言えない。今後、定期的な自己評価や第三者評価の受審を実施して、保育の質の向上へ継続的に取り組むことが望まれる。</p>		
9	- 4 -(1)- 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント> 2018年度、利用者アンケートが実施され、集計は行われているが、園舎竣工による引越等もあり、アンケート結果の分析による課題の明確化や改善への取組までは行われていない。今後、自己評価・第三者評価・アンケートの結果等について取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策の実施となることが望まれる。</p>		

評価対象 組織の運営管理

- 1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	- 1 - (1) - 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長はカトリック教のシスターであり、園の理念「カトリック教精神とモンテッソーリ幼児教育法に基づき、一人一人を大切に子どもから学ぶことを心にとめ、お互い助け合いながら保育にあたる」を実現するため2018年に園長に就任している。園長は、職員と一緒にモンテッソーリ幼児教育を実施し、職員一人ひとりが持っている才能が自由に開花できる職場になることを望んでいる。しかし、園長の思いを伝えたり、職員の園長に対する期待や思いを把握するための機会の確保や取組が十分ではなく、疑問や不満を持つ職員の声も聞かれた。組織図・職務分掌等について文書化するとともに会議や研修において園長の考えを職員に周知し、理解を図る取組が望まれる。</p>		
11	- 1 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は、熊本市保育園連盟、東部ブロック、日本カトリック保育施設連盟九州ブロック、福岡教区幼児教育連盟熊本地区等の会議に積極的に参加し、遵守すべき法令等の正しい理解に努めている。また、必要に応じて弁護士・社会保険労務士・税理士事務所等の外部の専門家を活用し法令遵守に取り組んでいる。今後は、園長自ら法令遵守に関する正しい理解を更に深めるとともに職員に対して遵守すべき法令等、幅広い分野に関する研修等、具体的な取組が実施されることが望まれる。ただし、就任後、施設長として真摯に学ぼうとする姿勢は評価できる。</p>		
- 1 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	- 1 - (2) - 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>カトリック教のシスターである園長は、モンテッソーリ幼児教育法に基づいて保育の質の向上に意欲を示している。しかし、施設長としての経験が短く、保育の質の向上に向けた組織的で継続的な体制作りはこれからであり指導力を発揮するまでは至っていないように見られた。今後、施設長に求められるマネジメントスキルを強化し、保育の質の向上について職員の教育・研修の充実を図り指導力が発揮されることを期待したい。</p>		
13	- 1 - (2) - 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>全職員数に占める正職員の割合は約3割と低い。長年非常勤職員で働いても園が求めるモンテッソーリ幼児教育法のディプロマ資格が無ければ内部規程により正職員への道が閉ざされている。モンテッソーリ幼児教育法の研修を受けるには費用と時間がかかり、毎年、受講できる人数は一人から二人と限られているため中々順番が回って来ず、長年非常勤として働いている職員の中には、不公平と感じている様子も覗える。全職員が気持ち良く、働きやすい環境となるよう、人事・労務・財務等の現状分析を行い業務の実効性を高めるために指導力が発揮されることが望まれる。</p>		

- 2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価 結果
- 2 -(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	- 2 -(1)- 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>近年、新任の入職者が少なく、不足は派遣職員で補っており、多くの職員から人材不足の訴えが聞かれる。園長は人材確保のため学校訪問等を行い努力しているが、中々実績にはつながっていない。園が目指す保育の実践の為、現状を振り返り、人材の確保・育成に向けての具体的な計画と早急な取組が求められる。</p>		
15	- 2 -(1)- 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の規程により、保育士として採用されても「モンテッソーリ幼児教育法」のディプロマ資格を持っていなければ非常勤職員としての処遇となる。正職員給与は人事院勧告公務員給与を参考に支払われているが、その他の採用・配置・昇進・昇格等に関する人事基準は定められていない。非常勤職員の割合は全体の約7割で、正職員以外の職員にも適応できる一定の人事基準を整備し、基準に基づき職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価し、職員の意欲につながる人事考課制度の導入等が望まれる。</p>		
- 2 -(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	- 2 -(2)- 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の有給休暇取得や時間外データの記録はあるが、職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場環境整備のための労務管理体制は不十分と見られる。</p> <p>保育連盟東部ブロックで開催される「ボーリング大会」の一人当たり参加費用8,000円は全額、園が負担している。また、園は「ふれあい共済」へ加入しており職員が買い物や宿泊にカードを利用すれば割引価格になるなど、便益を受けられるように配慮している。また、健康診断・インフルエンザ接種費用等は園が負担し、職員の給食費負担軽減への配慮も見られた。</p>		
- 2 -(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	- 2 -(3)- 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園は「モンテッソーリ幼児教育法」の実践のために、常に一人から二人の職員が受講することを推奨し、受講費用と受講時間について全面的に支援している。ただ、組織として「期待する職員像」を明確にし、一人ひとりの目標管理のための仕組みの構築は見られなかった。モンテッソーリ幼児教育法のディプロマ取得のための目標設定に加え、その他の職員一人ひとりにも目標設定を行い、中間面接を行うなどして育成することが望まれる。</p>		
18	- 2 -(3)- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育士は、「モンテッソーリ幼児教育法」のディプロマ取得者のみが正職員となれることから、園は、積極的な受講を促し支援を表明している。しかし、その他の外部研修・園内研修等の計画は策定されておらず、外部研修の案内に応じて受講希望者を募り希望に添って参加を支援している。今後は、総合的な教育・研修計画を策定し、計画に沿った教育・研修を実施することを期待したい。</p>		

19	- 2 - (3) - 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント> 事業計画の重点目標に「職員資質の一層の向上の為、熊本市はもとより県内外の研修に積極的に参加する」と記載されている。しかし、具体的な計画が策定されておらず、個別職員の技術水準等の把握も十分ではないと思われる。尚、障がい児を担当している職員には、障害児対応に役立つ研修の受講を勧め、支援するなどの配慮もある。今後は新任職員を始め、職員の経験や習熟度に配慮した個別的な研修の機会が更に確保されると良いと思われる。</p>		
- 2 - (4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	- 2 - (4) - 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント> 実習生の受け入れ実績はあるが、受入れに関する基本姿勢は明文化されておらずマニュアルの整備は不十分と見られた。保育に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制の整備が望まれる。</p>		

- 3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
- 3 - (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	- 3 - (1) - 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント> ホームページに保育目標・現況報告・計算書類等の情報が公開されている。園舎が立替えられ、施設・設備等が大きく変化したため、現在、新しいパンフレットを作成しているところである。今後、苦情・相談内容等の公表やホームページ内容の充実、情報の最新化等で積極的な情報公開となることを期待したい。</p>		
22	- 3 - (1) - 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント> 経理規程が整備されている。内部監査については、「理事長は、必要があると認められた場合には内部監査人を選任し監査させるものとする」と規定されている。毎年2回、外部の税理士法人による「会計管理体制の整備状況等による監査」を実施して確認しており透明性の高い適正な経営が行われている。</p>		

- 4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
- 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	- 4 - (1) - 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント> 地域との関わり方についての基本的な考え方を文書化したものはなく、作成することが必要と思われる。 掲示板には、熊本動植物園のイベントや子育てに関するシンポジウム等、活用できる地域の社会資源のチラシを掲示し、情報提供を行っている。 園の運動会に地域の方や民生委員を招いたり、また、健軍商店街の七夕まつりには七夕飾りを制作して参加する等の取組を行っている。年度内には近くの高齢者施設との交流が予定されており、今後はさらに地域との交流活動が広げられていくことが望まれる。</p>		

24	- 4 - (1) - ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れや学校教育の協力についての基本姿勢を明文化したもののや、受入れに関する手続き・注意事項等事前説明の内容・実施状況の記録等の項目について記載したマニュアルは整備されていない。</p> <p>現在、中学校の職場体験や高校のインターンシップへの協力は行われているが、ボランティアの受入れは行われていない。</p> <p>今後は、ボランティアの受け入れも検討したいとしており、受け入れ可能な内容の範囲等も含めてマニュアルを作成し、受入れの体制を整備することが期待される。</p>		
- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	- 4 - (2) - 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>校区の幼保小中の連絡会議や子育てネットワークに参加し、地域の防犯等子育て環境についての検討や情報交換を行って連携を図っている。また、気になる子どもについては、子どもの状況に応じて市行政や児童相談所・難聴児通園施設等関係機関と密に連携を取りながら保育にあたっている。</p> <p>行政・警察・医療機関・地域の保育所や幼稚園等、関係機関のリストを作成し、資料収集も行っているが、職員間での情報共有は不十分と見られた。</p>		
- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	- 4 - (3) - 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育所のスペースを地域に開放したり、一時預かり事業・子育てに関する相談事業や講演会の実施など、地域の子育て家庭を支援するための取組は見られなかった。また、災害時における地域との協力・連携についても定められておらず、今後、当園が災害時にどのような役割を果たすかについて等、行政や地域の方と話し合っておくことも必要と思われる。</p>		
27	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズを把握する取組は行われておらず、ニーズに基づく公益的な事業・活動の実施はこれからとなっている。</p> <p>なお、園長はカトリック教のシスターとして、個人的には病気の方や生活困窮者の方に食事を提供する等の活動を行っている。</p>		

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	- 1 - (1) - 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育理念を「カトリック精神とモンテッソーリ幼児教育法に基づき、一人一人を大切に子どもから学ぶことを心にとめ、お互いに助け合いながら保育にあたる」と明示し、子どもを尊重した保育を根本としている。子どもを尊重した保育について、日常の保育の中で保育士</p>		

<p>同話し合いながら共通理解に努めているが、勉強会等を行われていない。 現在、モンテッソーリ幼児教育法の資格取得者は4名在籍しているが、全職員の理解が進むよう、内部研修の充実が期待される。</p>			
29	- 1 - (1) -	<p>子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 排泄・着替え等の場面では、年齢に応じて一人ひとりのプライバシーが守れるよう各クラスで心掛けています。しかし、子どもの虐待防止やプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等は確認できず、作成することが望まれる。</p>			
<p>- 1 - (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>			
30	- 1 - (2) -	<p>利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 見学希望者は随時受け入れており、主に園長が園を案内し、「パンフレット」を利用して園の方針や保育内容等を説明している。なお、パンフレットは内容の充実を図るため、更新すべく検討中である。 ホームページも開設しており、モンテッソーリ幼児教育法について詳細に記載しているが、その他の保育内容や園の活動等には触れられておらず、利用希望者が保育所を選択するにあたって必要な情報を更に盛り込み、より分かり易く提供する工夫が必要と思われた。</p>			
31	- 1 - (2) -	<p>保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・b・c
<p><コメント> 入園前の新園児説明会や個人面談で「園のしおり」「重要事項説明書」を用いて、園の方針、モンテッソーリ幼児教育法や留意事項等について詳しく説明し、保護者の同意を得ている。また、入園に際して準備する物品等の説明にあたっては、実物を提示するなど、保護者に分かりやすくするための配慮が伺えた。 サービスの変更時は掲示板への掲示やお便り配布の他、内容によっては説明会を実施している。今年10月からの保育無償化にあたっては、説明会を実施して保護者が十分理解できるよう配慮していることが確認できた。</p>			
32	- 1 - (2) -	<p>保育所の変更や家庭への移行等にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント> 転園の際は担任が窓口として移行先の園と連絡を取り、「児童保育要録」「健康診断の結果」「歯科検診の結果」を送付し、保育の継続性に配慮している。しかし、転園にあたっての引き継ぎや、申し送りの手順等は定められておらず、作成することが望まれる。 また、退園後もいつでも相談できることを保護者に伝え、相談窓口等について文書で渡しておくことと更に良いと思われる。</p>			
<p>- 1 - (3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>			
33	- 1 - (3) -	<p>利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p><コメント> 昨年度は、第三者評価の利用者アンケートの様式を活用して保護者アンケートを実施している。しかし、集計までは行っているものの内容についての検討や公表は行われていない。 今後は担当を決めて定期的に利用者満足に関するアンケートを実施し、集計した結果は分析・検討して次への改善につなげていくような仕組み作りが求められる。</p>			

- 1 - (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	- 1 - (4) - 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者を園長、受付担当者を主任保育士とし、2名の第三者委員を定めて「重要事項説明書」に記載して入園時に保護者に説明している。玄関ホールに苦情解決の仕組みについて図示し掲示しているが、日頃保護者が通らない場所であるため保護者への周知ができていない。 掲示場所の設置検討が必要と思われる。また、苦情記録簿には、近年の苦情記録は確認できなかった。</p> <p>なお、「苦情解決マニュアル」が作成されており、結果の公表については個人情報を除いて「事業報告書」や「園だより」等で公表することが規定されているが、公表された事実は見られなかった。今後は苦情件数や必要に応じて内容・改善策等を公表することも必要と思われる。</p>		
35	- 1 - (4) - 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日頃から保護者とのコミュニケーションを心掛け、送迎時には出来るだけ話かけるように努めている。全年齢で連絡帳を活用しており、保護者はいつでも相談や意見を書くことができる。現在、保護者からの相談は、必要に応じて「職員室」を使用しているが、プライバシー等に配慮し、ゆっくり安心して相談できるような「相談コーナー」等、スペースの確保も期待したい。</p> <p>また、玄関ホールに意見箱を設置しているが、日頃保護者が通らない場所であり、設置していることを知らない保護者も多いと思われる。 設置場所を検討するなど、何でも気付きを述べやすい環境整備への工夫が望まれる。</p>		
36	- 1 - (4) - 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」は作成されているが、全職員への周知は不十分と見られた。相談対応の記録も確認できず、作成することが望まれる。</p>		
- 1 - (5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	- 1 - (5) - 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「危機管理マニュアル」を作成しており、病気・怪我・窒息時対応や不審者対応等について記載している。</p> <p>毎月、遊具等の点検及び事故防止チェックリストで危険がないか確認している。また、AEDを設置し、使用法の実技研修も行っている。</p> <p>事故報告書・ヒヤリハット報告書が作成されているが、職員会議等で改善策の検討を行った記録は確認できなかった。なお、ヒヤリハット報告書は、年に1回、「ひやっとしたことがありますか？」という問いで事例収集しているが、ヒヤリハットは本来、ヒヤッとしたその都度提出して職員間で情報共有し、要因分析・改善策の検討をして事故の発生・再発防止に資することを目的としていることから、再度、ヒヤリハット事例提出の重要性の周知を行い、小さな事例でも積極的にその都度提出する仕組み作りと様式の検討が期待される。</p>		
38	- 1 - (5) - 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防法や発生時の対応等記載した「感染症対応マニュアル」を作成している。また、「嘔吐物処理セット」を1階・2階それぞれに配置し、看護師が各クラスごとに嘔吐</p>		

<p>下痢の処理方法を説明しているとともに、対応方法について保育室に掲示して周知を図っている。</p> <p>各保育室には次亜塩素酸水の噴霧器を設置し、空間除菌をするとともに、次亜塩素酸水を床・机の清掃や手指の消毒等に使用して感染症予防に努めている。また、「保健だより」で、時期に応じて感染症予防・対策などをお知らせしたり、クラス前に最新の流行情報等に掲示して保護者に注意喚起している。</p> <p>しかし、定期的な感染症予防や対策に関する勉強会等も行われておらず、今後の実施が望まれる。</p>			
39	- 1 - (5) -	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「防災管理マニュアル」を作成し、災害ごとに対応体制について定めている。毎月、火災・地震・台風等を想定した避難訓練を実施しており、年2回は消防署立ち合いでの避難訓練を実施し、アドバイスを得ている。また、児童は幼年消防クラブに加入し、火災予防についての意識を高める取り組みを行っている。</p> <p>災害時の緊急連絡や安否確認等は、3歳以上児は連絡網を活用し、未満児は担任が直接電話で連絡を行っている。</p> <p>各保育室には園児の防災頭巾と職員のヘルメット、非常持出袋を備えている。</p> <p>食料の備蓄は給食室に保管されているが、品名・量・賞味期限等記載したリストは作成されておらず、作成することが望まれる。また、賞味期限に応じて備蓄食料をおやつなどに出して消費しているが、その際、災害時の備蓄について園児に分かり易く説明することなども必要と思われる。</p>			

- 2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
- 2 - (1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	- 2 - (1) -	提供する保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各保育室には、時間を追って保育内容と保育者の援助・配慮等を記載した「デイリープログラム」が掲示されており、1日のおおまかな流れと留意点などが確認できる。また、0・1歳児の部屋では、SIDS（乳幼児突然死症候群）への対応として、午睡時の予防法について留意点等が掲示されていた。</p> <p>今後は、多様な保育の場面における保育実施時の手順や留意点の他、保育内容によってはプライバシーへの配慮等も含む手順書・マニュアル等を作成するとともに、日常的に活用できるように保管や掲示の場所についても工夫することが望まれる。</p>			
41	- 2 - (1) -	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアル等の検証・見直しは行われておらず、今後は定期的に見直しを行うとともに、改定日と改定内容がわかるよう記載しておくことが期待される。</p>			
- 2 - (2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	- 2 - (2) -	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所申請時に保護者に家族構成や生活状況・身体状況等の記載を依頼するとともに、入</p>			

<p>園前に担任による個人面談を行い、様式を決めてアレルギーや健康面で気を付けることなどの聞き取りを行っている。</p> <p>アセスメントの内容に基づいて子どもの特性や保護者の意向を取り入れ、まずクラス担任間で情報交換しながら個人別の指導計画を作成し、園長・主任が確認して完成している。障害のある子どもについては、関係機関や家庭と密に連携を図りながら保育にあたっているが、個別の指導計画は確認できなかった。</p> <p>また、計画作成に関して協議する会議等はなく、必要に応じて看護師や栄養士なども参加して協議し、アセスメントに基づく個別のニーズに対応した計画作成が期待される。</p>		
43	- 2 - (2) - 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育課程に基づいて年間・月間指導計画、週案・日案、個人別計画等を作成しており、時期に応じて反省・評価を行い、園長・主任が確認している。しかし、計画の評価・見直しに関して協議する会議等はなく、会議の時期・参加者や関係職員への周知等の手順等を定めて見直しを行うことが望まれる。</p>		
- 2 - (3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	- 2 - (3) - 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童票・身体発達記録・健康診断の記録・個人別保育記録等、一人ひとりの子どもについての記録が作成されている。保育記録はクラス担任が記録しているが、記録要領を作成し周知するなど、記録内容や書き方に差異が生じないような工夫も必要と思われる。</p> <p>各クラスの状況や気になる子については毎週月曜日の会議で対応の検討や情報共有しているが、会議録は作成されておらず、作成することが望まれる。</p>		
45	- 2 - (3) - 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「プライバシーの考え方」を作成しており、情報開示についても記載されている。子どもの記録についての保存期間は10年とし、事務室の鍵のかかった棚に保管して廃棄はシュレッダーで行っているが、これらに関して規定はなく、作成することが必要と思われる。</p> <p>「記録を持ち出さない」「個人情報や人の見えるところに置かない」等個人情報保護に関して留意事項等が明記されたものはなく、職員が守るべき事項について規定し、内部研修を行い周知徹底することが望まれる。</p> <p>なお、個人情報の取り扱いについては「重要事項説明書」に記載し、入園説明会で保護者に説明している。</p>		

評価対象

A - 1 保育内容

		第三者評価結果
A - 1 - (1) 保育課程の編成		
A	A - 1 - (1) - 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育課程は、理念「カトリック精神とモンテッソーリ幼児教育法に基づき一人一人を大切に子どもから学ぶことを心にとめ、お互い助け合いながら保育にあたる」に基づき、子どもの発達過程などを考慮し、二人の主任が中心となって原案を策定し、クラス担任の意見も反映して編成されている。</p>		

A - 1 - (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
<input type="checkbox"/>	A - 1 - (2) - 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保育室の温度・湿度は時間を定めて確認し、換気・採光・音などの環境や、衛生管理に配慮して、子どもが心地よく過ごせる環境を整備している。モンテッソーリ幼児教育法に使用する教具の位置や生活の場としての家具の配置、遊具の素材等にも配慮している。「おしごと」「お祈り」「横割り活動」「食事」「午睡」等、それぞれのプログラムに添って、集中したり、楽しんだりくつろげるような環境づくりに工夫が見られる。トイレは明るく清潔で子どもが利用しやすい設備となっている。一人ひとりの子どもが寝ころんだり、隠れ家的で落ち着ける場所等の設置に工夫があると更に良いと思われた。</p>		
<input type="checkbox"/>	A - 1 - (2) - 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念に明示されている「カトリック精神とモンテッソーリ幼児教育法に基づき、子ども一人一人を大切する」保育が実践されている。人と比較しない「絶対評価」と、年齢にふさわしい成長を評価する「相対評価」の二つの観点から、異年齢混合の「縦割り保育」と同年齢の「横割り保育」に取組んでいる。入園時の個人面談等で把握した一人ひとりの発達状況・家庭環境等の情報や、送迎時、保護者との会話・連絡帳等で得られる日々の様子に基づいて、一人ひとりの子どもの状態に応じた保育に努めている。保育士は、子どもの顔色・表情・機嫌等、丁寧な観察を心掛け、子どもの変化を把握して職員間で共有し対応している。一生懸命に伝えようとする子どもの思いをしっかりと受け止め、子どもの気持ちに沿って適切な対応になるように努めている。</p>		
<input type="checkbox"/>	A - 1 - (2) - 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、観察・見守りを心がけ、手助けが必要と感じた際は手伝い、子どもが自分で出来る喜び、達成感を保育士も一緒に味わう保育の実践に努めている。デイリープログラムでは、登園後の朝の身支度・シール貼りからモンテッソーリ幼児教育法の「おしごと」や、食事の準備・排泄・パジャマの着脱など、主体性を尊重し、必要に応じて促しと援助によって子どもに生活習慣が身につくように行なわれている。一人ひとりのロッカーが用意され、着替えるスペースやタオル掛けの設置など、年齢に応じた環境が整備されている。</p>		
<input type="checkbox"/>	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>モンテッソーリ幼児教育法を保育の基軸としており、子どもの自主性を尊重し、押しつけでない、見守り育む科学的教育法に沿った保育に取り組んでいる。子どもが自分で教具を選び、自分のペースで自発的に「おしごと」を行うことを保育士が援助し、集中力を高め、情操豊かな人間性を育てる保育が展開されている。子どもが何もしたくない時は無理強いすることなく、また、時間がきても活動を途中でやめたくない時は、そのまま続けさせるなど、自分の考えで主体的に活動することを支援している。異年齢混合の「縦割り保育」では、教具や遊具の順番を待つこと、子ども同士のトラブルを解決する方法など、「おしごと」や遊びを通してルールや態度を身につけていくように配慮されている。また、同年齢の「横割り保育」では、リトミック・体操・絵画・英会話等のプログラムを取り入れており、様々な表現活動が体験できるように工夫している。</p>		

A <input type="checkbox"/>	A - 1 - (2) - 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>登園時は、しっかりと抱いて受入れ、連絡帳や保護者との会話で子どもの様子を把握し、子どもが安心して長時間過ごせるように保育室の環境を整えている。保育士は子どもの目を見て話しながら応答的な関わりを心掛け、愛着関係が持てるように配慮して情緒の安定を図っている。子どもたちの表情・機嫌・排便の状況等を観察し、午睡時は呼吸チェックを行い、看護師と連携して健康状態の把握を行っている。</p>		
A <input type="checkbox"/>	A - 1 - (2) - 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>生活環境全般を通じた保育士との関わりの中で体験・経験したことから、生活に必要な基本的な習慣を子どもが学べるような保育に取り組んでいる。「つるつるした床や廊下は滑るから危ない」「ザラザラしていると滑りにくい」等、体験から学び、探索行動も存分に出来るよう安全に配慮しながら援助している。訪問調査当日、子どもが靴を自分で履き終えるまでせかすことなく一歩離れたところから優しい笑顔で見守る保育士の様子が観察された。自分でしようとする気持ちを尊重し、出来たことをほめる保育に配慮されていることが確認された。</p>		
A <input type="checkbox"/>	A - 1 - (2) - 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「縦割り保育」で異年齢の子どもと関わることで年長児はリーダーシップを発揮したり、年少児を思いやる優しい心が育まれ、集団の中で基本的なルール等、社会性を身につけられる環境となっている。また、同年齢の「横割り保育」では、運動会や音楽会などで友達と協力して一つのことをやり遂げる共同的な活動ができるように配慮した保育となっている。たて割り保育と横割り保育の利点を生かした保育内容となっている。</p>		
A <input type="checkbox"/>	A - 1 - (2) - 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>難聴の子どもを支援するために、難聴児支援施設「ひばり園」から専門職が定期的に来園し子どもの様子を把握し、職員へのアドバイスや指導が行われている。現在、障がいのある子どもが一人在園しており、対応する職員一人が配置されている。園は、障がい児を担当する職員に対して、適切な障がい児対応ができるように研修の受講を推奨しており、障がいがあっても子どもが安心して保育園生活ができるような環境整備に努めている。</p> <p>しかし、2018年に改築された園舎は、段差や階段等で障がいのある子どもへの環境整備が不十分と考えている職員の声も複数あり、環境整備に更なる工夫が必要かと思われる。尚、障がいのある子どもの状況に配慮した個別の指導計画は作成されておらず、個別記録のみとなっている。個別の指導計画作成が必要と思われる。</p>		
A <input type="checkbox"/>	A - 1 - (2) - 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>早朝保育・延長保育は、毎日同じ職員が担当しているため、子どもたちはよくなついており安心してくつろげる環境となっている。クラス担任は、延長保育担当職員に子どもの様子や連絡事項をメモで伝え、保護者へ漏れなく伝わるように取り組んでいる。</p>		

<p>18時30分にはおやつを出して空腹を和らげ、子どもたちはブロック遊びや、絵本の読み聞かせ、テレビ観賞などで、時間を過ごし保護者の迎えを待っている。訪問調査当日、延長保育担当職員に抱っこされ、膝に座って指をしゃぶりながら穏やかに過ごす子どもの様子が観察された。今後は保育士間の引き継ぎにノートを活用することも良いと思われる。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>A - 1 - (2) - 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 年長児になると、小学校就学に向けての計画に基づいて保育が行われている。これまでの午睡の時間は、戸外活動や遊びで体を動かしたり、数・ひらがな等を勉強するなどして小学校での生活に向けた保育に取り組んでいる。地域の子育てネットワークへ参加して意見交換・情報共有を行っている。また、卒園前には、近隣の三つの小学校から教員の来訪もあり、入学予定児についての情報や意見交換等が行なわれている。保育所児童保育要録を作成し小学校に提出している。</p>		
<p>A - 1 - (3) 健康管理</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>A - 1 - (3) - 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 登園時、保護者からの情報や、検温・視診等で、健康状況の把握に努め、職員間で共有し、必要な際は看護師に報告している。看護師は児童の健康状況を把握して保育日誌に記録している。子どもの体調悪化やけがなどについては、速やかに看護師に相談し、適切な対応に努めている。また、保護者の了解の下、子どもが受診した際は、受診結果を看護師が保護者に報告することで安心につなげている。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を職員に周知し、午睡時のチェックを行っている。次亜塩素酸水噴霧器を使用して空間除菌を行い感染症予防に努めている。感染症流行前には、毎月発行される「保健だより」で情報提供し、保護者に注意を呼び掛けるなどして子どもの健康管理につなげている。 看護師を中心とした健康管理体制は機能しているが、看護師不在時を想定したマニュアル等の作成等も望まれる。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>A - 1 - (3) - 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 健康診断は年2回、歯科健診は年1回実施し、結果は保護者に知らせ、必要に応じて治療等を促している。「歯のみがき方」は毎年実施され、給食やおやつ後に歯みがきやフッ素うがいをすることで虫歯予防に努めている。</p>		
<input type="checkbox"/>	<p>A - 1 - (3) - アレルギー・疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもに対しては医師の指示に基づいて保護者と連携を密にし、状況に応じた適切な対応に努めている。食物アレルギーのある子どもの食事については、アレルゲンの排除に努め、食事はラップで包み、名前を表示して間違いが起きないように注意している。「アレルギー対応ガイドライン」の存在は知っていても、「研修を受けていない」という職員の声もあることから、研修等を実施して職員が必要な知識・技術を習得することが望まれる。</p>		

A - 1 - (4) 食事		
<input type="checkbox"/>	A - 1 - (4) - 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>クラスでは、楽しく食事ができるような雰囲気づくりを心掛け、個人差や食欲に応じて量を加減し、全部食べたことの達成感により、食に対する前向きな気持ちを育てている。3歳以上児は、誕生日に保護者と一緒に昼食をとる機会が設けられている。しかし、食事に関して、献立の工夫、具材の大きさ・硬さ等の食べ易さ、彩りや食器への配慮、味付けに関するコメントなど、保育の現場から多くの意見が出されている。食に関する取組は、保育内容の一環として位置づけられ、子どもが食事をより楽しむことができるように、保育士と栄養士・調理担当職員との連携が求められる。また、提供した食事の写真やサンプルを掲示し、その日の献立を保護者に伝える取組も望まれる。</p>		
<input type="checkbox"/>	A - 1 - (4) - 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日、検食は行われているが、検食簿や給食担当による残食の調査記録、子どもの好き嫌い等を把握した記録等は見られなかった。おやつは、薄味・手作りで、こどもが喜ぶように配慮して欲しいなどの職員の声が複数見られる。調理担当職員や栄養士も子どもたちの食事の様子を見たり、話しを聞くなどして献立・調理の工夫・改善につなげることが望まれる。</p>		

A - 2 子育て支援

		第三者評価結果
A - 2 - (1) 家庭との緊密な連携		
<input type="checkbox"/>	A - 2 - (1) - 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時の保護者との会話・日々の連絡帳を通して、子どもの様子や変化、成長等について保護者と日常的な情報交換を行っている。保育参観・お仕事参観・英語参観・体操参観や、在園児説明会等の機会を設け保育の意図・保育内容について理解を得るように図っている。</p> <p>園だより、クラスだより、保健だより、食育だよりを発行して情報提供し、子どもの成長ぶり等を報告している。</p>		
A - 2 - (2) 保護者等の支援		
<input type="checkbox"/>	A - 2 - (2) - 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時の会話・連絡帳を通して保護者とのコミュニケーションを図り、相談しやすい雰囲気作りを心掛けている。保護者の様子・表情にも配慮して必要に応じて個人面談を行い、話を聞き、専門機関を紹介したり、寄り添い、安心して子育てができるように支援している。保護者の相談内容は適切に記録することで、職員間での共有体制を整備することが望まれる。</p>		
<input type="checkbox"/>	A - 2 - (2) - 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>登園時の保護者や子どもの様子や、持ち物や服装などが清潔に保たれているか等、細かく観察して身体状況を確認し、何か変わった様子や気になることがある場合は、主任や園長に相談して保護者と関わるようにしている。虐待等権利侵害の早期発見・早期対応のためのマニュアルの整備と、マニュアルに基づく職員研修の実施が望まれる。</p>		

A - 3 保育の質の向上

		第三者評価 結果
A - 3 - (1) 保育実践の振り返り (保育士等の自己評価)		
A <input type="checkbox"/>	A - 3 - (1) - 保育士等が主体的に保育実践の振り返り (自己評価) を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育は、保育日誌・記録等を通して、保育士個々が個別評価を行っている。しかし、自己評価に基づき、保育の改善や専門性の向上等、保育所全体の保育実践の自己評価につなげる体制は整備されておらず、現状では十分とはいえない。</p> <p>しかし、多くの職員が、今後は自己評価に基づき職員間の話し合い等を行い、保育の改善・専門性の向上に意欲を示しており、今後の取組みが期待される。</p>		

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準 (評価対象 ~)	2	33	10
内容評価基準 (評価対象 A)	12	8	0
合 計	14	41	10